

「週休2日取得モデル工事」（令和4年4月試行）実施要領

1 目的

建設産業は、週休2日（4週8休相当）^{※1}の取得が進んでおらず、建設産業において担い手確保・育成を進めるためには、労働環境の改善等を推進していく必要があり「働き方改革」が急務になっている。

地域の安全・安心を確保するには、建設産業が魅力ある産業であることが不可欠であることから、必要な環境整備として、週休2日（4週8休相当）を建設産業に広く浸透させることを目的に「週休2日取得モデル工事」を本要領により試行する。

※1 週休2日（4週8休相当）とは、対象期間（年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除く）の28分の8以上の休日を確保することをいう。

2 試行対象工事

当初設計額が1,300千円以上の土木工事で発注者が工事を「週休2日取得モデル工事」に指定して発注するもの対象とする。

ただし、発注者が「週休2日取得モデル工事」に適さないと判断した工事は対象外とする。また、以下のいずれかに該当する工事は、原則対象外とする。

- (1) 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事。
- (2) 現場施工期間が休工期を含めて7日間未満の工事。

なお、試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事」に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が工事目的を達成できると判断できる場合に試行対象工事とすることができる。

(例) 現場条件（出水期間内の施工、関連工事との工程調整等）により、工期に制限や制約が生じるために対象外として発注した工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保が可能と判断できる場合。

3 「週休2日取得モデル工事」の試行内容

(1) 工事現場について

ア 原則、対象工事現場において、完全週休2日^{※2}の現場閉所を確保することとするが、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。

イ ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日の現場閉所を確保できない場合は、振替休日により、週休2日の現場閉所を確保するものとする。

※2 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。

(2) 技術者について

対象者は、現場代理人・主任技術者・監理技術者とし、週休2日（4週8休相当）を確保するものとする（内業のみの日は勤務日として扱う）。

4 試行の流れ

設計額算出時の週休2日に係る補正対象は、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・標準単価・間接工事費率とする。なお、労務費の補正対象は、公共事業労務費調査対象の51職種及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

(1) 工事発注時

ア 発注者は「4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合」の標準単価を計上するとともに、該当の補正係数を労務費・機械経費（賃料）・市場単価・間接工事費率に乗じて予定価格を算出する。補正係数は以下のとおり。

【一般土木(下水道)工事・農業土木工事・林業土木工事】

【4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合の補正係数】

- ・労務費 : 1.05
- ・機械経費（賃料）: 1.04
- ・共通仮設費率 : 1.04
- ・現場管理費率 : 1.06
- ・市場単価 : 別紙「市場単価の週休2日補正係数」による

【港湾工事】

【4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合の補正係数】

【労務費】 1.05

- ※ 港湾工事では4週8休相当以上の現場閉所が達成できた場合が補正対象
- ※ 5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）は補正対象外

イ 設計書に「『週休2日取得モデル工事』（令和4年4月試行）特記仕様書」を添付する。

(2) 工事契約後の初回打合せ

ア 契約後速やかに「週休2日取得モデル工事」であること及び実施に向けた課題有無を受発注者で確認する。

イ 課題がある場合は打合せ簿により協議及び検討を行い、解決を図る。

(3) 初回打合せ～実績確認

ア 工事現場及び技術者ともに4週8休相当以上の計画を原則とし、受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場及び技術者の週休2日の取得が確認できる工程表^{※3}（任意様式）を監督員へ提出する。

※3 休日に偏り等（工期の始まりや工事の終盤での偏った休日の設定）が生じないよう、留意すること。また、「週休2日取得モデル工事」の実施は繰越理由にならないので、留意すること。

イ 受注者は、「週休2日取得モデル工事」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。

ウ 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

エ 発注者は、受注者と必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

オ 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式（休日取得実績表）を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。

カ 発注者は、工事現場及び技術者の週休2日の確保状況を以下により確認する。

【工事現場の確認方法】

現場閉所実施日数 (b) \geq 実施対象期間 (a) ^{※1} から算出される現場閉所日数
(= 実施対象期間 (a) \times 6 ~ 8 / 28)

※1 実施対象期間 (a) とは、現場着手日^{※2}から現場完了日^{※3}のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等^{※4}を除いた期間をいう。

※2 現場着手日とは、工事施工区域内で何らかの作業に着手した日をいう。

※3 現場完了日とは、工事施工区域内で全ての作業が完了した日をいう。

※4 年末年始6日間・夏季休暇3日間等とは、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、以下の期間が含まれる。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

【技術者の確認方法】

対象者休日取得日数 \geq 実施対象期間 (e) [※] から算出される対象者休日日数
(= 実施対象期間 (e) \times 8 / 28)

※ 実施対象期間 (e) とは、契約日から工期末のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間等を除いた期間をいう



(4) 設計変更

発注者が現場閉所状況を確認した結果、現場閉所が4週8休相当に満たない場合は、現場閉所状況に応じた標準単価を計上するとともに、労務費・機械経費(賃料)・市場単価・間接工事費率に該当の補正係数を乗じた減額変更を行う。

補正係数の一覧表

	4週8休相当以上	4週7休相当以上 4週8休相当未満	4週6休相当以上 4週7休相当未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03
市場単価	別紙「市場単価の週休2日補正係数」による。		

※ 試行対象外として発注したものの、受発注者の協議において施行対象となった工事については、現場閉所状況を確認し、現場閉所状況に応じて労務費・機械経費(賃料)・市場単価・間接工事費率を増額変更する。

(5) 竣工検査

ア 受注者は、上記5(3)オで監督員に提出済みの「技術者の休日取得実績が確認できる様式(休日取得実績表)」を竣工書類に添付する。

イ 発注者は、以下のように加点を行う。

※ 週休2日(4週8休相当)のみが加点対象となるため、留意すること。

- (ア) 技術者が週休2日(4週8休相当)を取得した場合、工事成績評定の「創意工夫」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。
- (イ) 工事現場が週休2日(4週8休相当)の現場閉所を行った場合、工事成績評定の「社会性」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。
- (ウ) 技術者又は工事現場のどちらかのみが週休2日(4週8休相当)を達成した場合は、加点対象項目のみに加点評価する。

- (エ) 技術者及び工事現場ともに週休2日（4週8休相当）を達成した場合、「創意工夫」項目及び「社会性」項目の両方に加点評価する。

工事成績の加点内容の一覧表

創意工夫	社会性	合計得点
技術者が週休2日 （4週8休相当）を達成	工事現場が週休2日 （4週8休相当）を達成	
+3点（+1.2点）	+5点（+1.0点）	+2.2点

5 施設機械工事の取扱い(農業土木工事)

(1) 週休2日対象期間

現場作業のみが対象（工場製作のみの期間は含めない）。

(2) 補正適用の範囲

補正適用の範囲は以下のとおり。

	補正対象	補正対象外
施設機械 設備工事	据付工事原価に係る費用(据付間接費は除く) ○直接工事費の労務費及び機械経費(賃料) ○間接工事費(共通仮設費、現場管理費)	○直接製作費の労務費及び機械経費(賃料) ○間接製作費 ○間接工事費(据付間接費) ○設計技術費
鋼橋製作 架設工事	架設工事原価に係る費用 ○直接工事費の労務費及び機械経費(賃料) ○間接工事費(共通仮設費、現場管理費)	○直接製作費の労務費及び機械経費(賃料) ○間接製作費
電気通信 設備工事	据付工事原価に係る費用(機器間接費は除く) ○直接工事費の労務費及び機械経費(賃料) ○間接工事費(共通仮設費、現場管理費)	○間接工事費(機器間接費)

附則(令和4年3月3日)

- この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後の入札公告又は入札執行通知に基づく工事から適用する。
- 「週休2日取得モデル工事」（令和2年4月試行）実施要領（以下「旧要領」という。）は廃止する。ただし、令和4年3月31日までに旧要領に基づいて入札手続きを開始した工事の取扱いについては、なお、従前の例による。

市場単価補正係数の一覧表

1 一般土木・林業土木

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
鉄筋工(ガス圧接工)		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹※1	1.01	1.03	1.05
	剪定※2	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

※1 支柱設置、支柱撤去、地被類植付工、移植工(掘削工)を含む。

※2 施肥、抜根除草、芝刈、灌水、防除を含む。

2 下水道

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管敷設 及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

3 農業土木

名称	区分	補正係数		
		4週8休相当以上	4週7休相当以上 4週8休相当未満	4週6休相当以上 4週7休相当未満
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.05	1.03	1.01
鉄筋工(ガス圧接)		1.04	1.02	1.01
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01
防護柵設置工(落石防護柵)		1.02	1.01	1.00
防護柵設置工(落石防止網)		1.03	1.02	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.01	1.00
	撤去・移設	1.04	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03	1.01
法面工		1.02	1.01	1.00
吹付砕工		1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.00
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.01
橋面防水工		1.02	1.01	1.00